

人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例の一部を改正する条例

人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例（平成14年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の3号を加える。

- (5) たばこ 健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第1号に規定するたばこをいう。
- (6) 喫煙 たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させることをいう。
- (7) 路上喫煙 不特定多数の者が通行し、又は利用する道路、公園、広場その他の公共の場所（屋外に限る。）において喫煙することをいう。

第20条第3項中「道路上で、歩行中又は自転車に乗車中に喫煙」を「路上喫煙を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が定める場所を除く。

第20条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 市は、路上禁煙地区における路上喫煙を防止するため分煙施設の整備、標識等の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（検討）

- 2 第20条第1項の路上禁煙地区の指定について、市はこの条例の施行後における市内の路上喫煙の状況を勘案し、見直しの検討を加え、所要の措置を講じるものとする。